

## 武蔵村山市まちづくり条例施行規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>○武蔵村山市まちづくり条例施行規則 平成24年武蔵村山市規則第15号</p>	<p>○武蔵村山市まちづくり条例施行規則 平成24年武蔵村山市規則第15号</p>
目次 略	目次 略
第1条から第58条まで 略	第1条から第58条まで 略
<p>（開発事業の事前協議書類）</p>	<p>（開発事業の事前協議書類）</p>
第59条 略	第59条 略
(1)から(19)まで 略	(1)から(19)まで 略
(20) <b>廃棄物保管場所平面図・構造図及び廃棄物保管場所求積図（条例第52条第1項第3号の開発事業に限る。）</b>	(20) <b>ごみ置場平面図・構造図及びごみ置場求積図（条例第52条第1項第1号から第3号までの開発事業に限る。）</b>
(21)から(24)まで 略	(21)から(24)まで 略
第60条から第110条まで 略	第60条から第110条まで 略
<p>（廃棄物保管場所の基準）</p>	<p>（廃棄物保管場所の基準）</p>
<p>第111条 条例第92条の規定による廃棄物保管場所の設置は、市長との協議により定める場所に、<b>建築する集合住宅における住戸数に0.15平方メートルを乗じて算出した面積</b>を標準として行うものとする。</p>	<p>第111条 条例第92条の規定による廃棄物保管場所の設置は、市長との協議により定める場所に、<b>次の各号に掲げる開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積</b>を標準として行うものとする。</p> <p><b>(1) 条例第52条第1項第1号の開発事業で戸建住宅の建築若しくは土地の分譲を目的に土地の境界を変更するもの又は同項第2号の開発事業（10戸以上の戸建住宅の建築又は10区画以上の土地の分譲を目的とするものに限る。） 建築する戸建住宅1戸又は分譲する土地1区画ごとに0.15平方メートルとして算出した面積</b></p> <p><b>(2) 条例第52条第1項第3号の開発事業 建築する集合住宅における住戸1戸ごとに0.15平方メートルとして算出した面積</b></p>
第112条から第132条まで 略	第112条から第132条まで 略
様式 略	様式 略

改正案（新）	現行（旧）
<p><b>附 則</b> <b>この規則は、武蔵村山市まちづくり条例の一部を改正する条例（令和3年武蔵村山市条例第 号）の施行の日から施行する。</b></p>	